

○ 保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号）

改正案	現行
（資本金、基金、準備金等の計算） 第一条（略） 2 規則第八十六条第一項第五号、第百六十一条第一項第五号及び第百九十条第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（ただし、保険会社（外国保険会社等及び引受社員を含む。以下同じ。）が有するその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。ただし、外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において有するものに限る。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。 3・4（略） 5 前項第一号及び第五号に掲げる額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、算入限度額（繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した残額をいう。第七項において同じ。）から第一項第三号に掲げる額を控除した残額（以下「中核的支払余力」という。）を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第八十六条	（資本金、基金、準備金等の計算） 第一条（略） 2 規則第八十六条第一項第五号、第百六十一条第一項第五号及び第百九十条第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（ただし、保険会社（外国保険会社等及び引受社員を含む。以下同じ。）が有するその他有価証券（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において有するその他有価証券）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする（「その他有価証券」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するものをいう。以下同じ。）。 3・4（略） 5 前項第一号及び第五号に掲げる額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、算入限度額（繰延税金資産算入基準額から不算入額を控除した残額をいう。以下同じ。）から第一項第三号に掲げる額を控除した残額（以下「中核的支払余力」という。）を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第八十六条第一項第七

第一項第七号、第百六十一条第一項第七号及び第百九十条第一項第七号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額から当該超過する額を控除した額とする。

6～8 (略)

9 第四項第五号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である保険会社の任意によるものであり、かつ、次のいずれかの場合に限り償還等を行うことができるものに限り、同号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該保険会社が十分な保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府大蔵省}令第四十五号））第二条第二項、第四条第二項、第五条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率をいう。次条及び第二条において同じ。）を維持することができると見込まれるとき

二 当該償還等の額以上の額の資本金等（法第百三十条第一号、第二百二条第一号又は第二百二十八条第一号に掲げるものをいう。）の調達を行うとき

10 (略)

第一条の二 (略)

号、第百六十一条第一項第七号及び第百九十条第一項第七号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額から当該超過する額を控除した額とする。

6～8 (略)

9 第四項第五号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である保険会社の任意によるものであり、かつ、次のいずれかの場合に限り償還等を行うことができるものに限り、同号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該保険会社が十分な保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府大蔵省}令第四十五号））第二条第二項、第四条第二項、第五条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率をいう。次条及び第二条において同じ。）を維持することができると見込まれるとき

二 当該償還等の額以上の額の資本金等の調達を行うとき

10 (略)

第一条の二 (略)

2 前項の場合における意図的に保有している他の保険会社等の資本調達手段が当該他の保険会社等又は子会社等にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

(表略)

(各リスクの計算)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 規則第八十七条第二号の二及び第六十二条第二号の二に規定する額(最低保証リスク相当額)は、別表第六の二に掲げる標準的方式又は代替的方式のいずれかにより計算した額とする。ただし、代替的方式を用いる場合は、規則第八十五条第一項第十三号の二、第六十六条第一項第六号の二若しくは第九十二条第一項第五号の二の規定に基づき当該代替的方式の使用を届け出た場合、又は第八十五条第一項第十三号の三、第六十六条第一項第六号の二の二若しくは第九十二条第一項第五号の三の規定に基づき当該代替的方

2 前項の場合における意図的に保有している他の保険会社等の資本調達手段が当該他の保険会社等又は子会社等にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

(表略)

(各リスクの計算)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 規則第八十七条第二号の二及び第六十二条第二号の二に規定する額(最低保証リスク相当額)は、別表第六の二に掲げる標準的方式又は代替的方式のいずれかにより計算した額とする。ただし、代替的方式を用いる場合は、規則第八十五条第一項第十三号の二、第六十六条第一項第六号の二若しくは第九十二条第一項第五号の二の規定に基づき届け出た場合、又は第八十五条第一項第十三号の三、第六十六条第一項第六号の二の二若しくは第九十二条第一項第五号の三の規定に基づき変更を届け出た場合に限るものとする

式の変更を届け出た場合に限るものとする。

5～11 (略)

別表第六の二

I. 定義 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。 1. (略) 2. バック・テストイング 代替的方式により計算したリスク相当額と、保有契約の残存期間に対応した過去の運用実績に基づき計算したリスク相当額との比較結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検証を行うことをいう。 3. ～6. (略) II. (略)	。 5～11 (略) I. 定義 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。 1. (略) 2. バック・テストイング <u>II. ロ.</u> 代替的方式により計算したリスク相当額と、保有契約の残存期間に対応した過去の運用実績に基づき計算したリスク相当額との比較結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検証を行うことをいう。 3. ～6. (略) II. (略)
---	--

○ 保険業法第百三十条等の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定める件（平成十一年一月大蔵省告示第三号）

改 正 案	現 行
保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十条、第二百二条、第二百二十八条及び第二百七十一条の二十八の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を次のように定め、平成十一年三月三十一日から適用する。 一 保険業法（以下「法」という。）第百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。 （数式略） 二 法第百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。 法第130条第1号に掲げる額	保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十条、第二百二条及び第二百二十八条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を次のように定め、平成十一年三月三十一日から適用する。 一 保険業法（以下「法」という。）第百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。 （数式略） （新設）

<u>(1/2) × (法第130条第2号に掲げる額)</u>	
三・四 (略)	二・三 (略)
五 法第二百七十一条の二十八の二の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。 法第271条の28の2第1号に掲げる額	(新設)
<u>(1/2) × (法第271条の28の2第2号に掲げる額)</u>	

○ 保険業法施行規則第八十六条第一項第一号から第七号まで、第八十七条第一号から第三号まで、第六十一条第一項第一号から第七号まで、第六十二条第一号から第三号まで及び第九十条第一項第一号から第七号までの規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件の一部を改正する件（平成二十二年四月金融庁告示第四十八号）

改正案	現行
第一条第七項中「第三項第六号イ」を「第四項第五号イ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三項第六号イ」を「第四項第五号イ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項第六号ロ」を「第四項第五号ロ」に、「算入限度額」を「中核的支払余力」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項第六号」を「第四項第三号」に、「次に掲げる額の合計額（次項において「算入限度額」という。）」を「同項の規定にかかわらず、算入限度額」に改め、同項各号を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項第一号を次のように改める。 一 保険料積立金等余剰部分（次に掲げる額をいう。） イ 生命保険会社にあつては、次の(1)に掲げる額から次の(2)及び(3)に掲げる額の合計額を控除した残額 (1)・(2) (略) (3) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下「算出日」という。）において、規則第六十九条第五項の規定に基づき追加して積み立てた保険料積立金の額を積み立てていないものとした場合に、保険業法（平成七年法	第一条第七項中「第三項第六号イ」を「第四項第五号イ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三項第六号イ」を「第四項第五号イ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三項第六号ロ」を「第四項第五号ロ」に、「算入限度額」を「中核的支払余力」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項第六号」を「第四項第三号」に、「次に掲げる額の合計額（次項において「算入限度額」という。）」を「同項の規定にかかわらず、算入限度額」に改め、同項各号を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項第一号を次のように改める。 一 保険料積立金等余剰部分（次に掲げる額をいう。） イ 生命保険会社にあつては、次の(1)に掲げる額から次の(2)及び(3)に掲げる額の合計額を控除した残額 (1)・(2) (略) (3) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下「算出日」という。）において、規則第六十九条第五項の規定に基づき積み立てた保険料積立金の額を積み立てていないものとして、保険業法（平成七年法律第百五号。以

律第五号。以下「法」という。）第二百二十一条第一項に基づき保険計理人が行う確認その他の検証により、追加して積み立てておくことが必要である保険料積立金の額

ロ 損害保険会社にあつては、法第四条第二項第四号に掲げる書類において、保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法で積み立てることを規定している契約について、次の(1)に掲げる額から次の(2)及び(3)に掲げる額の合計額を控除した残額

(1) (略)

(2) 法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従つて計算した払戻積立金の額（規則第七十条第三項の規定に基づき追加して積み立てた払戻積立金の額を除く。）

(3) 算出日において、規則第七十条第三項の規定に基づき追加して積み立てた払戻積立金の額を積み立てていないものとした場合に、法第二百二十一条第一項に基づき保険計理人が行う確認その他の検証により、追加して積み立てておくことが必要である払戻積立金の額

第一条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「保険業法施行規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条第一項、第二百六十一条第一項及び第九十条第一項に規定する繰延税金資産

下「法」という。）第二百二十一条第一項に基づき保険計理人が行う確認その他の検証により、積み立てておくことが必要である保険料積立金の額

ロ 損害保険会社にあつては、法第四条第二項第四号に掲げる書類において、保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法で積み立てることを規定している契約について、次の(1)に掲げる額から次の(2)及び(3)に掲げる額の合計額を控除した残額

(1) (略)

(2) 法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従つて計算した払戻積立金の額

(3) 算出日において、規則第七十条第三項の規定に基づき積み立てた払戻積立金の額を積み立てていないものとして、法第二百二十一条第一項に基づき保険計理人が行う確認その他の検証により、積み立てておくことが必要である払戻積立金の額

第一条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「保険業法施行規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条第一項、第二百六十一条第一項及び第九十条第一項に規定する繰延税金資産

（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の不算入額（以下「不算入額」という。）は、価格変動準備金、支払備金、責任準備金（規則第六十一条第一号に規定する生命保険株式会社にあつては契約者配当準備金を含み、規則第三十条の五第三項に規定する生命保険相互会社にあつては社員配当準備金を含む。）及び評価・換算差額等（規則第八十六条第一項第一号に規定する評価・換算差額等をいう。）に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額（ただし、当該合計額が零未満の場合は零とし、以下「繰延税金資産算入基準額」という。）の百分の二十に相当する額を控除した残額とする（当該控除した残額が零未満となる場合は、零とする。）。ただし、事業開始後十事業年度を経過していない生命保険会社又は事業開始後五事業年度を経過していない損害保険会社については、零とする。

一（略）

二 その他有価証券評価差損（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金のうち、負の値であるものをいう。）

三・四（略）

第二条第五項及び第六項を次のように改める。

5 規則第八十七条第三号イ及び第百六十二条第三号イに規定する額

（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の不算入額（以下「不算入額」という。）は、価格変動準備金、支払備金、責任準備金（規則第六十一条第一号に規定する生命保険株式会社にあつては契約者配当準備金を含み、規則第三十条の五第三項に規定する生命保険相互会社にあつては社員配当準備金を含む。）及び評価・換算差額等（規則第八十六条第一項第一号に規定する評価・換算差額等をいう。）に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「繰延税金資産算入基準額」という。）の百分の二十に相当する額を控除した残額とする（当該控除した残額が零未満となる場合は、零とする。）。ただし、事業開始後十事業年度を経過していない生命保険会社又は事業開始後五事業年度を経過していない損害保険会社については、零とする。

一（略）

二 その他有価証券評価差損（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金のうち、負の値であるものをいう。以下同じ。）

三・四（略）

第二条第五項及び第六項を次のように改める。

5 規則第八十七条第三号イ及び第百六十二条第三号イに規定する額

（価格変動等リスク相当額）は、別表第七に掲げるそれぞれのリスク対象資産の貸借対照表計上額から別表第七の二に掲げるそれぞれのリスク対象資産に対応する対象取引残高の欄に掲げる額（保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に同表のデリバティブ取引の欄に掲げる取引を行っている」と認められる場合には、当該取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額とする。ただし、当該額が零未満となる場合には、零とする。）を控除した残額（デリバティブ取引によるリスクヘッジ効果を得るために同表に掲げるリスク対象資産に対応する同表に掲げるデリバティブ取引を行っている場合には、当該貸借対照表計上額を限度として、同表のリスクヘッジの効果の額を控除した残額）にそれぞれのリスク対象資産に係る別表第七のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額から、別表第七の三¹に規定する分散投資効果（分散投資によるリスク減殺効果をいう。以下同じ。）の額を控除した残額とする。

6 （略）

別表第六の二¹、¹を次のように改める。

1. 標準的方式

(1) 最低保証リスク相当額は、次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額とする。

- イ 資産価格下落後の責任準備金の額（原則として法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された商品区分ごとに、次の①か

（価格変動等リスク相当額）は、別表第七に掲げるそれぞれのリスク対象資産の貸借対照表計上額から別表第七の二に掲げるそれぞれのリスク対象資産に対応する対象取引残高を控除した残額（デリバティブ取引によるリスクヘッジ効果を得るために同表に掲げるリスク対象資産に対応する同表に掲げるデリバティブ取引を行っている場合には、当該貸借対照表計上額を限度として、同表のリスクヘッジの効果の額を控除した残額）にそれぞれのリスク対象資産に係る別表第七のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額から、別表第七の三¹に規定する分散投資効果（分散投資によるリスク減殺効果をいう。以下同じ。）の額を控除した残額とする。

6 （略）

別表第六の二¹、¹を次のように改める。

1. 標準的方式

(1) 最低保証リスク相当額は、次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額とする。

- イ 資産価格下落後の責任準備金の額（原則として法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された商品区分ごとに、次の①か

ら④までに定める手順に基づき算出した額をいう。)

① 次に掲げる区分に応じたリスク対象資産の額から、別表第七の二の区分によるそれぞれの対象取引残高の欄に掲げる額(別表第七の二によりリスクヘッジの有効性が確認できたものに限り。)を控除した残高に、次の表に掲げる区分に応じた下落率をそれぞれ乗じた額の合計額を算出する。

リスク対象資産	下落率
国内株式	20%
外国株式	10%
邦貨建債券	2%
外貨建債券・外貨建貸付金等	1%
不動産(国内土地)	10%
金地金	25%
商品有価証券	1%

ら④までに定める手順に基づき算出した額をいう。)

① 次に掲げる区分に応じたリスク対象資産の額から、別表第七の二の区分によるそれぞれの対象取引残高の欄に掲げる額(別表第七の二によりリスクヘッジの有効性が確認できたものに限り。)を控除した残高に、次の表に掲げる区分に応じた下落率をそれぞれ乗じた額の合計額を算出する。

リスク対象資産	下落率
国内株式	20%
邦貨建債券	2%
外国株式	10%
外貨建債券、外貨建貸付金等	1%
為替リスクを含むもの	10%

為替リスクを含むもの

100%

- ② 上記①に掲げる額から、その額に次に掲げる算式により計算した分散投資効果係数を乗じた額を控除する。

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sqrt{\sum_{i=1}^8 \sum_{j=1}^8 X_i X_j \delta_i \delta_j \rho_{ij}}}{\sum_{i=1}^8 X_i \delta_i}$$

X・δ (略)

ρ_{ij} 次の表に掲げるリスク対象資産 i と j の下落率の相関係数

ρ _{ij}	リスク対象資産 j							
	1 国内株式	2 外国株式	3 邦貨建債	4 外貨建債 券・外貨建貸付金等	5 不動産	6 金地金	7 商品有価証券	8 為替リスクを含むもの

- ② 上記①に掲げる額から、その額に次に掲げる算式により計算した分散投資効果係数を乗じた額を控除する。

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sqrt{\sum_{i=1}^5 \sum_{j=1}^5 X_i X_j \delta_i \delta_j \rho_{ij}}}{\sum_{i=1}^5 X_i \delta_i}$$

X・δ (略)

ρ_{ij} 次の表に掲げるリスク対象資産 i と j の下落率の相関係数

ρ _{ij}	リスク対象資産 j				
	1 国内株式	2 外国株式	3 邦貨建債	4 外貨建債 券・外貨建貸付金等	5 為替リスクを含むもの
1 国内株式	1.00	0.50	0.00	0.00	0.00

1 国内株式	1.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2 外国株式	0.50	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
3 邦貨建債券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.25	△0.25	1.00	0.00	0.00
4 外貨建債券・外貨建貸付金等	0.00	0.00	0.50	1.00	0.25	△0.25	0.50	0.00	0.00
5 不動産	0.00	0.00	0.25	0.25	1.00	0.00	0.25	0.00	0.00
6 金地金	0.00	0.00	△0.25	△0.25	0.00	1.00	△0.25	0.00	0.00
7 商品有価証券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.25	△0.25	1.00	0.00	0.00
8 為替リスクを含む	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

リス
ク
ス
の
対
象
資
産
1

2 外国株式	0.50	1.00	0.00	0.00	0.00
3 邦貨建債券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.00
4 外貨建債券・外貨建貸付金等	0.00	0.00	0.50	1.00	0.00
5 為替リスクを含むもの	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

リス
ク
ス
の
対
象
資
産
1

おの									
③・④ (略) ロ (略) (2)・(3) (略) 別表第八から別表第十二までを次のように改める。 別表第八 (表略) 備考 1. ～6. (略) 7. 証券化商品及び再証券化商品 (証券化商品又は再証券化商品を対象とした金融保証を含む。以下この7.において同じ。) について、その商品内容の把握が十分でない場合 (次の(1)から(3)までに掲げる要件のいずれかを満たさない場合をいう。) には、そのリスク係数を1とする。 (1)～(3) (略) 8. ・9. (略) 別表第九～別表第十二 (略)									
③・④ (略) ロ (略) (2)・(3) (略) 別表第八から別表第十二までを次のように改める。 別表第八 (表略) 備考 1. ～6. (略) 7. 証券化商品及び再証券化商品 (証券化商品又は再証券化商品を対象とした金融保証を含む。以下この7.において同じ。) について、その商品内容の把握が十分でない場合 (次の(1)から(3)までに掲げるの要件のいずれかを満たさない場合をいう。) には、そのリスク係数を1とする。 (1)～(3) (略) 8. ・9. (略) 別表第九～別表第十二 (略)									

○ 保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十三号）

改 正 案	現 行
保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号、別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第七号及び別表（第二百十一条の三十七第一項第三号ハ関係（少額短期保険業者））保険契約に関する指標等の項下欄第六号並びに保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件（平成十年六月大蔵省告示第二百二十八号）第四条第一項第一号、保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険を定める件（平成十年六月大蔵省告示第二百三十三号）第一条第一項第一号、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号）別表第九及び保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年三月金融庁告示第二十三号）別表第十六の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を次のように定め、平成二十三年一月一日から適用する	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号、別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第七号及び別表（第二百十一条の三十七第一項第三号ハ関係（少額短期保険業者））保険契約に関する指標等の項下欄第六号並びに保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件（平成十年六月大蔵省告示第二百二十八号）第四条第一項第一号、保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険を定める件（平成十年六月大蔵省告示第二百三十三号）第一条第一項第一号及び保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号）別表第九の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を次のように定め、平成二十三年一月一日から適用する。

。 保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号、別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第七号及び別表（第二百十一条の三十七第一項第三号ハ関係（少額短期保険業者））保険契約に関する指標等の項下欄第六号並びに保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件第四条第一項第一号及び保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険を定める件第一条第一項第一号、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件別表第九及び保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件別表第十六に規定する金融庁長官が別に指定する者は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年三月金融庁告示第二十八号）第二条各号に掲げる者とする。	保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号、別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第七号及び別表（第二百十一条の三十七第一項第三号ハ関係（少額短期保険業者））保険契約に関する指標等の項下欄第六号並びに保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件第四条第一項第一号及び保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険を定める件第一条第一項第一号及び保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件別表第九に規定する金融庁長官が別に指定する者は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年三月金融庁告示第二十八号）第二条各号に掲げる者とする。
--	--

附 則

この告示は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から適用する。
ただし、第一条及び第三条の規定は、公布の日から適用する。